

## 岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 第5回本部員会議

日時：平成30年9月18日（火）18時～

場所：県庁4F 特別会議室

- 1 初期対応の検証（中間報告）について
- 2 監視対象農場における全頭検査による出荷再開について

初期対応の推移

平成30年9月18日

日時	発生農場	県の動き
8月20日(月)	・市獣医が農場を訪問。豚の数頭が全くエサを食べない、衰弱している状態。症状がひどい9頭を診察。	
8月23日(木)	・市獣医が予防接種のため農場を訪問。20日の症状に改善がみられないため、県中央家畜保健衛生所(以下「県中央家保」)に血液検査を依頼。 ※豚の死亡状況(9/18 農場主聞き取り) 8月16日から9月3日で概ね20頭が死亡(一度に大量に死亡したわけではなく、コンスタントに発生)。毎日の豚の増減は記録していない。	
8月24日(金)		・依頼に応じ、県中央家保、市獣医が10:15立入し、臨床検査、「血液生化学検査」を実施(6頭分) 【検査内容】 ・豚はぐったりし、食欲不振、高体温であるが下痢、咳等が見られず、前週に夜間送風ダクトが止まっていたこと、豚舎の北側の窓を閉めていたこと、制限給水を行っていたことから、熱射病と判断、熱射病対策を助言。
8月25日(土)		
8月26日(日)		
8月27日(月)		・県中央家保から県畜産研究所(養豚・養鶏研究部)に検査結果を共有し専門的見地を求める。 →「熱射病が疑われるが感染症も捨てきれない。水の散布、風通しなどの熱射病の対策及び感染症の有無を確認をしてはどうか」とのアドバイス。 【24日に行った血液生化学検査の最終考察】 「なんらかの感染が起きている可能性があります」
8月28日(火)		・県中央家保が「血液生化学検査」結果を岐阜市に報告
8月29日(水)		
8月30日(木)		
8月31日(金)	・岐阜市が「暑熱による畜産関係被害状況調査」を実施(8月16日から31日までに暑熱の影響による20頭の死亡)	
9月1日(土)		
9月2日(日)		
9月3日(月)	・市獣医が農場を訪問し、死亡豚1頭を県中央家保に持参。	・市獣医から県中央家保へ病性鑑定依頼 ・県中央家保が「FA(蛍光抗体検査)」を実施(9月3日の検体) 【検査結果】20:00頃判明→陰性 ・岐阜市が岐阜農林事務所へ「暑熱による畜産関係被害状況調査」報告。
9月4日(火)		・県中央家保が「PCR(遺伝子検査)」を実施(9月3日の検体)
9月5日(水)	※豚の死亡状況(9/18 農場主聞き取り) ・9月5日ごろには元気な状態になる豚もあった一方で9月3日から6日まで死亡豚はコンスタントに発生。	【検査結果】16:00「PCR(遺伝子検査)」→陰性 ・岐阜農林事務所が県畜産課へ、「暑熱による畜産関係被害状況調査」報告。
9月6日(木)		
9月7日(金)	※豚の死亡状況(9/18 農場主聞き取り) ・9月3日～7日の24時までには概ね80頭死亡。80頭のうち大半は7日に集中 ・大量死があった中、生存豚への対応に追われ、市獣医、県中央家保にも連絡できず。	・県中央家保が二度目の「PCR(遺伝子検査)」を実施(9月3日の検体) 【検査結果】16:00「PCR(遺伝子検査)」→陽性 ・県中央家保が「エライザ抗体検査」及び「PCR(遺伝子検査)」を実施(8月24日の血液) 【検査結果】 ・21:00「エライザ抗体検査」→陽性 ・24:00「PCR(遺伝子検査)」→陽性 ・19:07 県中央家保から県畜産課へ本件に関する第1報 ・20:30 県畜産課が農林水産省に通報(第1報) ・22:30 農林水産省からの指示を受け、県畜産課から県中央家保へ立入指示 ・23:40 県中央家保が現地到着 ・豚の大量死を把握 ・検体採取(採血10頭、生体2頭、死体1頭)、解剖開始
9月8日(土)		・09:45～ 生体豚610頭を確認 ・14:30 県中央家保が国に検体を提出 ・県中央家保が「FA(蛍光抗体検査)」及び「PCR検査(遺伝子検査)」を実施(国と同じ検体で同時並行で実施) 【県中央家保の検査結果】 ・13:30「FA(蛍光抗体検査)」→陰性 ・17:20「PCR検査(遺伝子検査)」→陽性
9月9日(日)	・06:00 殺処分開始	・06:00 国の各種の遺伝子解析によって陽性確定 ・06:15 岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 本部員会議(第1回)
9月10日(月)	・05:17 殺処分完了	・08:00 本部員会議(第2回)
9月11日(火)	・00:00 死体処理(埋却)完了 ・02:00 農場の畜舎の消毒処理終了 ・14:00 農場の防疫措置完了	

## 検証結果（中間報告）

- 8/24 の立入から一貫して熱射病として処理されており、9/7 まで農場の豚の死亡状況の進行等を把握できていなかった。当初から発生農場と緊密な連絡体制をとって、早期に豚の刻々の死亡状況等を把握し、対応するべきであった。
  
- 当初、熱射病と判断したが、「感染症の可能性がある」とした以上は、早期に感染症（豚コレラを含む）の検査を実施するべきであった。
  
- 9/3 の検査開始から 9/9 の国の豚コレラ陽性確定までかなり時間を要したことに鑑み、今後、検査対応が適切であったかどうか、国の拡大豚コレラ疫学調査チームと連携して、検証するべきである。

## 監視対象農場における全頭検査による出荷再開について（案）

### 1 経緯

- 9月 9日（日） 豚コレラ患畜確定（PCR検査 陽性）  
と畜場営業自粛及び監視対象農場出荷自粛（12農場）
- 9～11日（火） と畜場内の消毒
- 11日（火） 発生農場の防疫措置完了  
監視対象農場（13農場）を対象に臨床検査及び抗体検査を実施 ⇒ 異常なし

#### <監視対象農場>

豚コレラの患畜が確認された農場と同一の堆肥場を使用していた農場、同一のと畜場を使用していた農場及び同一の獣医師に受診していた農場の計13農場。（うち1農場は、半径10km以内であるため、自粛の対象ではなく搬出が制限されている。）

### 2 監視対象農場からの出荷自粛

#### <自粛の内容>

監視対象農場に対しては、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（農林水産省）」に沿って、以下の移動を自粛。

- ・ 生きた豚等
- ・ 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵
- ・ 豚等の死体
- ・ 敷料、飼料、排せつ物等
- ・ 家畜飼養器具

### 3 ダブルチェック全頭検査体制の確立

「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」及び「岐阜県と畜場再開バイオセキュリティ要件」を策定。この方針については、農林水産省了承済み。  
これにより、従前のと畜場での全頭検査に加え、農場における全頭検査を実施し、ダブルチェック体制を確立。

#### (1) 「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」による安全確認体制

※文中のアンダーラインは、国の指示を上回る安全確認体制。

- ①農場毎に専属の家畜防疫員を配置する。

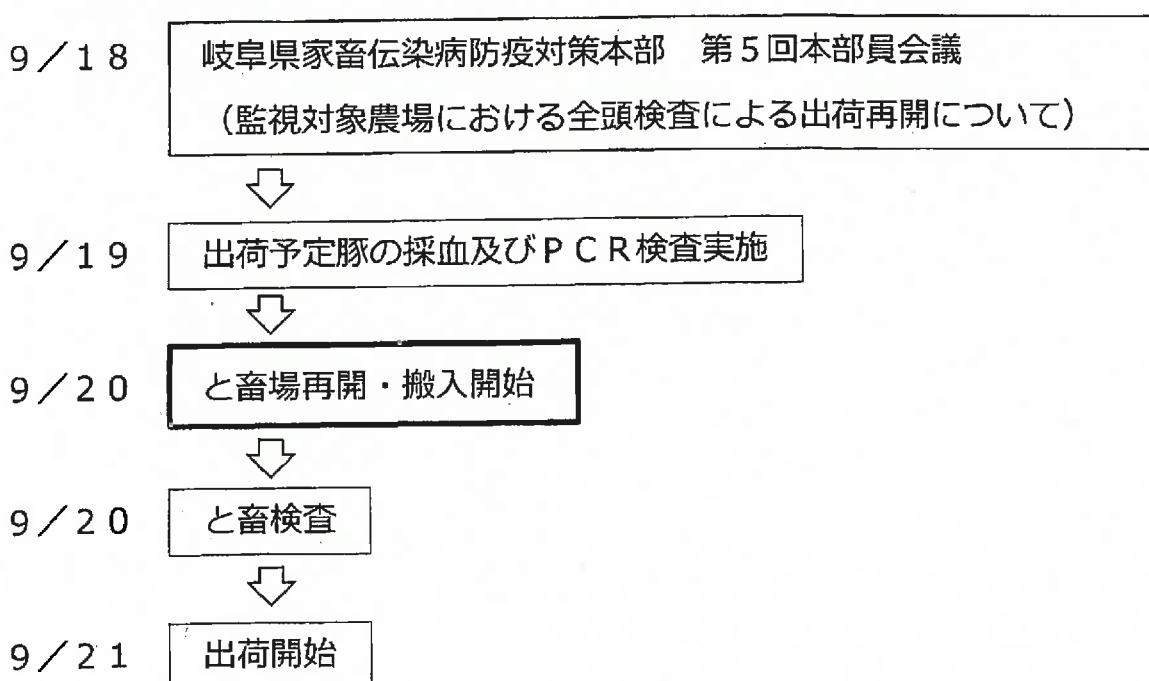
- ②家畜防疫員は、週1回以上立入り検査（臨床検査、検温）を実施。
- ③農場に対し、毎日2回、死亡豚のほか、下痢、活力低下、食欲低下などの症状のある豚について、日齢、頭数、体温、豚の様子を報告させ、豚に異常がある場合は獣医の所見を徴求するとともに、家畜防疫員が確認。
- ④家畜防疫員は、毎日の報告や立入り検査により、豚コレラを疑われる死亡豚が確認された場合は、剖検を実施。
- ⑤家畜防疫員は、出荷前日に、出荷予定の豚全頭について、臨床検査及び遺伝子検査を実施。

## (2) と畜場における監視対象農場の豚における安全確認体制

※文中のアンダーラインは、今回強化された措置。

- ①と畜場法に基づき、県のと畜検査員（獣医師）は、出荷豚全頭のと畜検査（生体検査、解体前検査、解体後検査）を実施し、検査に合格したもののみ食用として流通。  
生体検査については、2名に増員して実施。
- ②と畜場への搬入時の衛生管理については、1農場毎、入替え制で行い、入替え毎に場内の消毒を行うことで、交差させないなど、「と畜場再開するためのバイオセキュリティ要件」を定め適正に管理。

## 4 出荷再開に向けたスケジュール



## 岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム

※文中のアンダーラインは、国の示した内容に岐阜県独自の安全確認体制を加えたもの

### 1 監視対象農場

豚コレラの患畜が確認された農場と同一の堆肥場を使用していた農場、同一のと畜場を使用していた農場及び同一の獣医師に受診していた農場の計13農場を対象とする。

対象農場は、別紙1のとおり。（非公表のため省略）

### 2 死亡数等の報告徴求

県は、監視対象農場となる期間中、各農場から以下の内容について、別紙2により、毎日2回、午前9時時点の状況を当日の午前11時までに、午後4時時点の状況を当日の午後6時までに報告を求める。

- ①死亡頭数・日齢及び死亡状況
- ②飼育豚の臨床症状（下痢、活力低下、食欲低下、その他）
- ③検温（①の同一豚房の個体、②の個体）
- ④診療状況（獣医の診療を受けた場合）
- ⑤前日の出荷頭数

### 3 立入検査

県は、監視期間中は、以下の条件で農場に立入り、検査を実施する。

なお、農場の立入りについては、農場毎に専属の家畜防疫員を固定する。

- (1) 週に1回以上
- (2) 防疫措置完了日後直ちに
- (3) 発生農場との最終接触日から21日経過した日（最終接触日が不明な場合は防疫措置完了日）

#### <検査内容>

- (1) ～ (3) の検査：臨床検査・検温及び死亡豚の剖検
  - ・豚コレラが疑われる死亡豚が確認された場合は、剖検を行う。
  - ・死亡豚が複数頭の場合は、死亡が集中している豚房、豚コレラを疑う症状のある豚房等の死亡豚を抽出する。（最大3頭）
  - ・剖検の結果、豚コレラが疑われる症状が認められた場合は、採材し（扁桃、脾臓、腎臓等）、蛍光抗体法及び遺伝子検査を行う。
- (2) 及び (3) の検査：前述の検査に加え、血液検査、抗体検査及び遺伝子検査を行う。

※立入検査を行う家畜防疫員は、農場へ入った後のシャワー、耳・鼻の清拭、清潔な衣服への交換、メガネをかけている場合はその洗浄を徹底すること。ただし、立ち入った農場において、豚コレラを疑う臨床症状が認められた場合は、他の農場への訪問までに原則として3日間の期間をあけること。

#### 4 緊急立入検査

上記2及び3において、異常が認められた場合（※）は、県は農場に立入り、臨床検査、同居豚の検温及び採血を行う。

血液検査の結果（白血球減少等）を考慮し、病性鑑定を行うものとする。

なお、解剖時に各臓器の写真を撮影するとともに、扁桃による蛍光抗体法、遺伝子検査及び血清を用いた抗体検査を実施する。

（※）緊急立入を行う場合の例

- ・同一豚房内で複数の死亡が認められた場合
- ・豚コレラを否定できない臨床症状（発熱（41℃）、元気消失、紫斑等）が認められた場合

#### 5 検査頭数

3の（2）及び（3）の検査における各農場の検査頭数は、95%の信頼度で10%の感染率を摘発することができる数とし、次のとおりとする。畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材すること。

全飼養頭数	採材頭数
1～15頭	全頭
16～20頭	16頭
21～40頭	21頭
41～100頭	25頭
100頭以上	30頭

#### 6 出荷時の立入検査

県は、農家に出荷計画の提出を求め、出荷日又は前日に、出荷予定の豚全頭に対し、臨床検査及び遺伝子検査を行う。

**FAX送付表**

FAX宛先  
FAX番号  
農家名  
日付

：  
：  
：平成30年9月 日

別紙2

毎日2回 午前11時、午後6時 必着

※下記の「項目」には①～⑤のいずれかの番号を記入する  
①死亡 ②下痢 ③活力低下 ④食欲低下 ⑤その他

項目	種別	日齢	頭数	体温℃	豚の様子(死亡状況)・気づいたこと
	繁殖・肥育・子豚				
	繁殖・肥育・子豚				
	繁殖・肥育・子豚				
	繁殖・肥育・子豚				
	繁殖・肥育・子豚				
	繁殖・肥育・子豚				
	繁殖・肥育・子豚				
	繁殖・肥育・子豚				
	繁殖・肥育・子豚				
	繁殖・肥育・子豚				

獣医の 診療状況 (受診した場合)
-------------------------

前日の出荷頭数： 頭、出荷先：

\* 足りない場合はコピーして使用のこと。 枚中 枚目



## 岐阜県と畜場再開バイオセキュリティ要件

※文中アンダーラインは、再開後新たに取り組む内容

### 1 運搬車両関連

- (1) 家畜は、原則、と畜前日搬入とし、と畜場管理者又は県職員が立合い、家畜所有者名・運転手名・トラックの入出時間を記録する。
- (2) 豚の搬入完了後、車両洗浄場所で全てのトラックの洗浄、消毒を行う。
- (3) と畜場敷地内の出荷車両が通過する場所については、毎日消毒を行う。
- (4) 車両消毒ゲートの運搬車両消毒槽については、常に消毒液が満水であることを確認する。

### 2 運転手関連

運搬車両運転手に、下記を徹底する。

- ① 運転手は運転時の長靴とは別に、と畜場専用長靴を必ず持参する。
- ② 施設内で降車する場合は、必ずと畜場専用長靴に履き替え、運転時と降車時の長靴は明確に区別する。
- ③ と畜場専用長靴は、車内に直置きしない（専用トレイなどの上に置く）。
- ④ 運転手は、作業に入る前に必ず、防護服、使い捨て手袋を着用する
- ⑤ 運転手が係留場所に入る際の入口は、1か所に限定する。
- ⑥ 退場時、と畜場専用長靴については、消毒を行う。
- ⑦ 防護服については、退場する際に回収する（ごみ箱を設置する等での対応も可とする。）。

### 3 施設関連

- (1) 搬入は1農場毎に行い、搬入が完了したら、その都度、運搬車両が通過した通路及び豚房の洗浄・消毒を実施する。
- (2) トラックの荷台の敷料（糞便を含む）置き場の周辺を、毎日、洗浄・消毒する。  
また、敷料置き場は、夜間はブルーシート等で被覆する（できれば荷台の敷料は用いない。輸送中に出た糞便は浄化槽に入れる。）。

### 4 搬入個体関連

搬入時に豚の異常が認められた場合は、作業を中止し、速やかに中濃家畜保健衛生所に通報するとともに、中濃家畜保健衛生所の指示に従う。